

上越教育大学振興協力会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、「上越教育大学振興協力会」と称する。

(組織)

第2条 本会は、本会の目的に賛同する企業（法人）、自治体・公共機関等の団体又は個人をもって組織する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、上越教育大学内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、上越教育大学と地域との交流を推進し、相互理解を深めることにより、上越教育大学と地域の連携を促進し、もって上越教育大学の教育研究等の発展・充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 上越教育大学の教育研究、広報活動に対する支援
- (2) 上越教育大学の学生の奨学向上のための援助
- (3) 上越教育大学と会員との相互の情報交換
- (4) その他上越教育大学と会員との連携及び交流を促進するための事業

第3章 役 員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名
- (4) 幹 事 若干名
- (5) 事務局長 1名

(役員を選任)

第7条 会長は、第11条に定める総会において会員の互選により選出する。

2 役員（会長を除く。）は、会員のうちから会長が指名する。ただし、事務局長は上越教育大学の職員から指名するものとする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する副会長がこれを代理する。

3 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

4 幹事は、本会の事業を企画し、実施する。

5 事務局長は、本会の事務を掌理する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、当該役員に就任した年の翌々年の定期総会において後任の役員が選任されるまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役員が任期の途中で欠員となり、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 顧問

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会議

(会議の種別)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第12条 総会は、会長が招集して、原則として毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 会長の選任、解任
 - (2) 事業計画及び事業報告
 - (3) 予算及び決算
 - (4) 会則の制定及び改廃
 - (5) その他本会の目的遂行に必要と認める事項
- 3 総会は、会長が議長となる。

(役員会)

第13条 役員会は、本会の事業運営及び総会に附議すべき事項を審議するものとする。

- 2 会議は、これを構成する者の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 会計

(経費)

第14条 本会の活動経費は、会員の年会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 年会費は、次のとおりとする。

区 分	金 額
法人等の団体	20,000円
個人	5,000円

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 その他

(雑則)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成19年11月29日から施行する。
- 2 この会則の施行後、初めて選任された役員は、第9条の規定にかかわらず、選任された日から平成21年3月31日までとする。
- 3 この会則の施行後、最初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、施行の日から平成20年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、令和元年7月16日から施行する。